WORTH

vol. 68

福井法人会 会報　AUGUST 2015

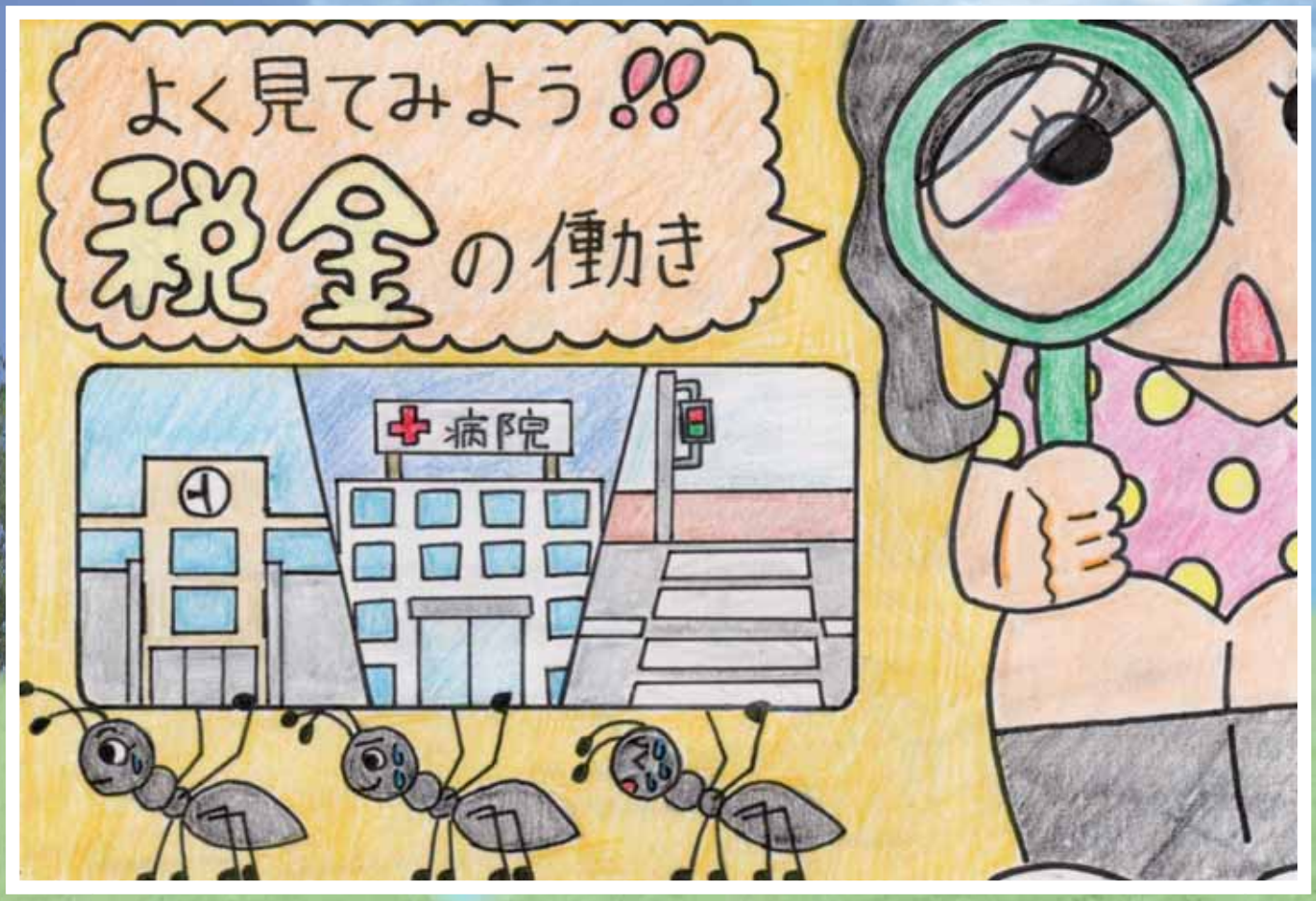

福井法人会主催　平成26年度「税に関する絵はがきコンクール」最優秀賞　河合小学校6年　前田　美悠 さん

CONTENTS

会長挨拶 …… 1
税務署長挨拶 …… 2
税務署長インタビュー …… 3～4
役員紹介 …… 5
H27年度事業計画 …… 6
H28年度税制改正要望事項 …… 7～8
税に関する絵はがきコンクール …… 9～10
青年部会だより …… 11
女性部会だより …… 12
税務署からのお知らせ …… 13～14
活動・行事 …… 15～17
新入会員紹介 …… 18
県連の活動 …… 19～20
法人会の活動ＰＲ …… 21
支部のお宝シリーズ …… 22
マイナンバー制度 …… 23～24
法人会活動日誌 …… 25

ご　挨　拶

公益社団法人　福井法人会　会長　清川　忠

皆さまこんにちは。

毎日暑い日が続いております。最近、日本列島は噴火活動が活発化し地震などあちこちで報じられています。

今年３月には、北陸新幹線、長野、金沢間で開通いたしました。富山、石川県では大きな新幹線効果が出ているとの事です。福井県では舞鶴・若狭自動車道が開通し、福井インターより小浜インター間を一時間少々で行くことが出来大変便利になっております。

また福井に関する新幹線は敦賀まで３年前倒しと必要な財源が決定したようです。更に金沢、福井間を短縮し１日も早く開通頂くよう政府に県を上げて陳情しております。それにより福井県と石川県との格差を出来るだけ少なくすることが肝要です。

こういう中において、福井県において２年後平成29年の秋に開催される法人会全国大会に向けて計画立案を進め細部まで決めていかなければなりません。事業計画はもとより公益事業に力を入れ、そして会員増強を進めていかなければなりません。全国大会の準備などで慌ただしい１年となると思います。会員の皆さま方、税務ご当局、友誼団体の方々にご協力を頂きながら全国からお越し頂ける方々に満足をしていただける全国大会にしようではありませんか。

また法人会では人間ドックの一部助成、PETガン検診の特別割引などを通じて、健康を保ちながら健全な経営を目指していただきたい。福井法人会は公益法人として改めて「会員の研鑽」「税のオピニオンリーダー」「地域社会への貢献」「より公益性の高い法人会を目指す」「e－Taxの促進」を五本柱として挙げ幅広い事業活動を展開していただきたいと思っております。税務ご当局、友誼団体との連携をより大切にして、大型保障制度の推進など積極的に展開してまいります。

結びにあたり、皆様のご発展とお健勝、ご多忙をお祈り申し上げてご挨拶とさせていただきます。

ご　挨　拶

福井税務署長　裏谷　重寿

公益社団法人福井法人会会員の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、福井税務署長を拝命いたしました裏谷でございます。

福井税務署勤務は、９年ぶり２回目でありますが、福井県は豊かな自然に恵まれ、海や山のおいしい産物がある地域であり、美味しい地酒もたくさんあるところです。永平寺や朝倉氏遺跡等に代表されるように歴史的にも有名な史跡や観光名所もあり、このような地で勤務できますことを大変嬉しく思っています。

福井法人会の会員の皆様方には、日頃から会活動を通じ、税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

本事務年度におきましても、これまでの信頼関係を礎として、会員の皆様方との意思疎通を図りながら職務を遂行していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、福井法人会におかれましては、昭和32年に「よき経営者を目指すものの団体」、また、「健全な納税者の団体」として創設され、昭和59年に青年部会、平成６年には女性部会を設立されるなど、歴代会長をはじめ役員の皆様方のリーダーシップの下、組織の拡充に努めてこられました。この間、会員の積極的な自己啓発を御支援され、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に多大な貢献をなされてこられました。平成24年４月に公益社団法人へ移行した後も、より公益性の高い事業活動に取り組んでおられます。

青年部会や女性部会におかれましても、「親子ふれあいステージ」と併せて行われている「親子税金クイズ」や、「税に関する絵はがきコンクール」を実施されるなど、租税教育事業にも積極的に力を注いでいただき、大変心強く感じております。

そのほか、決算期別説明会や「聴いて得するセミナー」など各種研修会や講演会も数多く開催されており、このように幅広く活動を展開してこられた歴代会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御努力に対しまして心から敬意を表する次第でございます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、国際化・ＩＣＴ化の進展とともに、消費税率の段階的引上げが行われ、さらに来年１月にはいよいよ社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度の運用が始まり、大きな制度改正への対応が求められております。

このような環境の中で、引き続き、「適正かつ公平な課税と徴収の実現を図る」という任務を的確に果たし、税務行政に対する信頼を確保していくためには、e-Taxの着実な普及・定着や納税者の利便性の向上など、納税者の視点に立った質の高い行政サービスを行っていくことが重要であり、このような様々な税務の課題に取り組む際に、税務行政の良き理解者としての会員の皆様の存在は、大変心強く、大きな支えであります。

今後とも、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人福井法人会の更なる御発展と、会員の皆様方の益々の御健勝、御繁栄を心から祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

“福井税務署長に聞く”

福井税務署長　裏谷　重寿

1. 自己紹介をお願いします。

出身は、能登半島の内浦に位置する漁業の町能登町宇出津です。奇祭「あばれ祭り」はちょっと有名です。金沢市内の自宅からJRで通勤しております。

趣味は、7年前から始めた和太鼓で、金沢市内のクラブに所属し、公民館行事や福祉施設などで見事な？バチ捌きを披露しております。

2. 税務署に入られたきっかけを教えてください。

担任の先生から、高卒の男子だけを募集している「税務職」があり研修制度も充実していると聞き、興味がわき受験しました。

3. 新人のころのエピソードがあれば教えてください。

一年間の東京での研修を終えて、最初の配属先が石川県の七尾署だったのですが、納税者との電話や応接の際、公務員は標準語でしゃべらなければならないと思い応対していたら、先輩から地域の「能登弁」でしゃべらんかいねと助言されたことです。

4. 仕事で印象に残っていることは何ですか。

配属一年目に、国税犯則取締法に基づく犯則調査に同行し、被疑者の自宅等を捜索した際、家族が寝ている布団の下、タンスの中など様々な場所を調べ、家族の抵抗や罵声を浴びながら調査したこと。国税の仕事の厳しさを身にしみて感じました。

5. 仕事をする上で常に念頭においていることは何ですか。

若いころから「明るく元気で一生懸命」をモットーに過ごしてきました。

6. 日常生活で心がけていることがあれば教えてください。

自分を含め家族の健康と挨拶（おはよう。行ってきます。おやすみ。）です。

7. 税務当局として今後の法人会に何を期待しますか。

法人会及び会員の皆様には、日頃から税知識の普及や納税意識の向上に熱心に取り組んでいただいております。また、e-Taxの普及・定着にも多大なご尽力をいただいているところです。

今後とも、公益社団法人として、社会的責任も増し、一層公益性の高い事業に取り組んでいかれることと思いますが、引き続き、税務行政に対しましても、従来にも増して御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

【福井税務署長　略歴】

裏谷（うらたに）　重寿（しげひさ）

生年月日　昭和30年６月24日（60歳）
出 身 地　石川県
略　　歴　昭和49年４月　金沢国税局 採用
平成17年７月　松任税務署 総務課長
平成18年７月　金沢国税局 課税部 酒類業調整官（福井税務署派遣）
平成19年７月　金沢国税局 課税部 酒類業調整官
平成21年７月　金沢国税局 課税部 筆頭酒類業調整官
平成23年７月　金沢税務署 筆頭副署長
平成24年７月　砺波税務署長
平成25年７月　金沢国税局 課税部 酒税課長
平成27年７月　福井税務署長（現職）

福井税務署人事異動（7月10日付）（法人会関係分）

（敬称略）

職　　名	氏　　名	前　　任
署　　長	裏谷（うらたに）　重寿（しげひさ）	金沢国税局　課税部　酒税課長
筆　頭　副　署　長	春木（はるき）　與志和（よしかず）	福井税務署 特別国税調査官（開発調査担当）
法人課税第一部門統括国税調査官	長多（ながた）　央（ひさし）	金沢国税局　課税部 消費税課　総括主査
法人課税部門連絡調整官	中川（なかがわ）　三智江（みちえ）	金沢国税局　調査査察部 調査第一部門　国税調査官

正副会長並びに委員長紹介

会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長
清川　忠	八木誠一郎	伊東　忠昭	木村　明	岩佐　晴雄	熊澤喜八郎
清川メッキ工業㈱	フクビ化学工業㈱	㈱福井銀行	アキラ㈱	㈱岩佐土建	熊澤商事㈱

総務委員長	組織委員長	税制委員長	広報委員長	研修委員長	厚生委員長
齊川　忠男	小寺　輝夫	岡本　伸三	安部　悟	吉岡　正盛	東田　孝三
北陸齊川運輸㈱	東洋地工㈱	岡本木材㈱	㈱安部書店	吉岡幸㈱	東田建設㈱

支部長等紹介

支部等	氏名	法人名	支部等	氏名	法人名
旭支部長	村中美紀夫	村中建設㈱	麻生津支部長	岩佐　実	みのる産業㈱
日之出支部長	岡本　伸三	岡本木材㈱	森田河合川西支部長	酒井　哲夫	サカセ化学工業㈱
啓蒙円山支部長	道端　茂昭	㈱道端組	社支部長	稲垣　立夫	㈱セイコウ
和田支部長	松井　誠	㈱ホンダクリオ福井	東部支部長	岩佐　晴雄	㈱岩佐土建
松本支部長	遠田　公一	大旭写真製版㈱	西安居支部長	西出彦右衛門	㈱ニシデ・コンストラクション
宝永支部長	吉岡　正盛	吉岡幸㈱	松岡支部長	水野　直人	黒龍酒造㈱
春山支部長	多田　邦夫	㈱米五	永平寺支部長	西村　治	㈱西村組
明新支部長	山本　一雄	AOIホールディングス㈱	上志比支部長	吉田　智彦	吉田酒造㈲
中央支部長	山下徳太郎	㈲山下製餡所	清水越廼支部長	河上　淳一	三崎屋電工㈱
順化支部長	伊尾　慶市	㈱サンセツエンジニア	美山支部長	高崎　俊二	高崎建設㈱
大手支部長	安部　悟	㈱安部書店	青年部会会長	清川　忠幸	㈱キヨカワ
西部支部長	脇本　行雄	㈱コペラわきもと	女性部会会長	吉本　陽子	㈲吉本重建
足羽支部長	中山　晴夫	㈱ピリケン	監事	西端　巌	税理士法人新和会計
木田支部長	池田　正之	㈱池田大正堂	〃	森陰　輝夫	森陰輝夫税理士事務所
花堂支部長	小林　庄市	福井リティルシステム㈱	専務理事	酒師　洋一	(公社)福井法人会
中藤支部長	吉川　義則	㈱アイシー物流			

平成27年度の事業計画の主なもの

総務委員会

社会貢献事業

1　親と子のふれあいステージ
　1月23日(土)　フェニックスプラザ

2　ほうじん寄席
　落語家独演会
　10月28日(水)　福井県民ホール　アオッサ8F

3　女性部会の事業
　福井マラソンの給水
　10月11日（日）　コース周辺

4　支部の事業
　各支部において地域の他団体との協賛事業

5　県連の事業
　⑴　ひよこ手帳キャンペーン
　⑵　キッズ防犯ブザープレゼント
　⑶　法人会カップ少年サッカー地区選抜大会
　⑷　中学女子駅伝・わんぱく駅伝

租税教育事業

1　税の公共施設探検隊
　小学校5・6年生を対象として、公共施設等の見学を通じて「税」が何に使われ・なぜ必要かを学ぶ体験型事業

2　青年部会の事業
　税金クイズ
　1月23日（土）　フェニックスプラザ

3　女性部会の事業
　税に関する絵はがきコンクール
　11月～1月に募集
　紙芝居と本の読み聞かせ

4　支部の事業
　紙芝居と税金クイズ（各支部のイベント会場）

5　県連の事業
　税金クイズ（応募型）
　少年サッカー、中学女子駅伝・わんぱく駅伝の参加者

組織委員会

組織基盤強化・維持
　支部役員による法人会員の加入勧奨を積極的に行い、合わせて退会の未然防止に努める

税制委員会

1　税制改正要望意見等の集約　4月～5月
　平成28年度税制改正に向けてのアンケート集約と改正要望意見のとりまとめ

2　関係機関への要望等　10月～11月
　全法連でまとめた要望・提言を県選出の国会議員、地方自治体の首長・議会議長に要望書を手交

広報委員会

1　会報「WORTH」の発行
　8月と1月

2　ファックス通信「福井法人会ニュース」の発信
　毎月1回

3　ラジオCM放送
　10月～11月　FM福井

研修委員会

1　実務者セミナー
　講師：税理士、社会保険労務士、弁護士
　7月～2月　毎月1回　計8回　福井県自治会館

2　聴いて得するセミナー
　9月～3月　隔月　計4回　福井県民ホール アオッサ6F

3　決算期別説明会
　6月、10月、2月　計3回　福井県自治会館

4　著名人による講演会（税を考える週間）
　講師：吉川 美代子氏（元TBSアナウンサー）
　11月11日（水）　福井県民ホール　アオッサ8F

5　オンデマンドサービス
　インターネットからのセミナー受講

6　小冊子の配付
　税務、経営その他の参考図書

厚生委員会

1　人間ドック受診料の助成
　本年は定員に達しました

2　PET健診の料金割引制度
　福井県済生会病院と福井大学医学部附属病院
　一般料金の5％割引

3　福利厚生制度保険加入者の観劇
　「吉　幾三」納涼特別公演
　7月7日（火）　中日劇場

4　福利厚生制度推進
　大型保障制度、ビジネスガード、がん・医療保険

5　貸倒保障制度（取引信用）保険
　三井住友海上火災保険

6　会員親睦ボウリング大会
　8月21日(金)　ウェーブ40

平成28年度 税制改正要望事項

この改正要望は、福井県法人会連合会が県下の各単位会から提出された要望事項をとりまとめ、全法連へ提出したものです。

1　はじめに

市場経済の国際化・情報化や企業活動の多様化が進展するなか、個人や企業の潜在能力を最大限に引き出し経済社会に活力を与えるためには、税制が経済活動等に歪みや障害とならないようにしなければならない。

特に税制改正については、財政状況についての周知徹底を図ることを前提とし、その目的や内容について国民の理解が得られるものである必要がある。

したがって、未だに経済社会の構造変化に対応しきれず不公平感が拭いきれない税制上の措置を見直し、過度な負担を最小限に留められるよう継続的な見直しを行う必要がある。

2　歳入・歳出、税制・財政

（1）社会保障制度のあり方

イ　医療、介護、年金、子育て等のあり方を見直し、社会情勢の変化に対応した制度の実現と、みんなで支え合う取り組みが必要である。

ロ　社会保障の充実・安定化及び効率化、財政健全化の安定財源確保のためには税制抜本改革が必要である。

（2）行財政改革の徹底

イ　国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制。

ロ　国・地方公務員定数を削減し、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

ハ　公益法人、独立行政法人に対する補助金は、真に必要なものだけに限定すること。

ニ　国と地方の二重行政を極力排除し、経費の効率使用に努めること。

ホ　民間でできるものは極力民間にまかせ、積極的な民間活力導入を行って、国・地方自治体のスリム化を図ること。

ヘ　課税標準を同じくする法人税、所得税、事業税、都道府県民税、市区町村税の申告・納税を一本化し、徴税コストの削減と納税者の利便性の向上を図ること。

3　経済

（1）中小企業対策

イ　起業の促進、雇用の拡大、後継者の確保等活性化のための税の優遇は必要であるので抜本的な施策を講ずること。

ロ　必要な公共事業（インフラの整備等）は凍結せず行うこと。

ハ　就業人口の減少やすぐれた技能・技術承継のため、熟練者の雇用の確保を図る施策を講ずること。

4　国と地方

（1）三位一体の改革

イ　地方は地方交付税改革等を通じて、国依存から脱却し自立・自助の体質を構築すること。

（2）地域間格差

イ　都会と地方の所得格差は著しいものがあり、地場産業を振興させる税の優遇措置を図ること。

ロ　「ふるさと納税」制度のさらなる制度拡充を図ること。

5　国税・地方税

（1）法人税

イ　国際競争力強化のため、また企業の海外転出防止のために法人税の実効税率（特に地方法人二税（法人住民税・法人事業税））を引き下げること。

ロ　法人税実効税率の引き下げに見合う財源確保については、税制の公平性と透明性の観点から、租税特別措置法を見直すべきである。しかしながら課税ベース拡大にあたる当該見直しは慎重にすること。

ハ　中小企業の軽減税率適用所得金額を引き上げること。

ニ　退職給与引当金は将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入れについて損金算入を認めること。

ホ　同族会社の留保金課税制度（中小企業の課税は撤廃された）そのものは未だ存続しているが、個人所得税とのバランスからその意義は既に失われており、廃止すること。

ヘ　電話加入権を減価償却資産に変更し、損金算入を認めること。

ト　少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直しを図ること。

（2）個人所得税

イ　生命保険料控除のうち個人年金保険料と介護年金保険料は全額控除対象とすること。

ロ　少子化対策として、子供が多くなれば世帯の税負担が軽減されるような税額控除制度等を創設すること。

ハ　所得控除全般が複雑なため整理・合理化を図り簡潔にすること。

（3）源泉所得税

イ　外国人技能実習生に対する「厚生年金脱退一時金」に源泉徴収を要しない特例を設けること。

（4）資産課税

イ　若い世代への資産移動を促すために贈与税の基礎控除を引き上げること。

ロ　非上場株式（取引相場のない株式）の評価については、実情に即した評価方法・評価額とすること。また、当該株式に係る納税猶予制度については、更なる円滑な事業承継を行うためにその制限を緩和すべきである。

（5）消費税

イ　軽減税率の導入に当たっては、事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保等の観点から、当面（税率10％まで）は単一税率が望ましい。

ロ　他の税目で課税されているものには消費税を二重に課税しないこと（タックスオンタックス）。

ハ　法人税の期限延長を申請した法人は、消費税も延長できる特例を設けること。

ニ　簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。

ホ　消費税の滞納防止の観点から、延納制度を創設すること。

（6）印紙税

イ　現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式・内容が変化し電子決済等でペーパーレス化している。文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じているので廃止すべきである。

（7）地方税

イ　エコカー減税（自動車取得税等）については、種々の要件を廃して完全実施とすること。

ロ　固定資産評価額（課税標準額）については、取引されている市場価格等の実勢価額で評価すること。また、特に建物については、経年により減価するので実態に即した評価額とすること。

ハ　空家等対策の推進に関する特別措置法により、固定資産税の増加、さらには住宅解体費用の捻出等といった問題が懸念される。他に効果的措置がないか検討すべきである。

（8）環境税

イ　導入については地球温暖化防止の観点から致し方ないが、自然エネルギーを奨励することから小水力・太陽光・風力・地熱等発電に対しては税の優遇や支援策を講ずること。

6　原発対策

イ　原子力発電所立地地域では原発関連産業に依存している割合が高いので、再稼働できないときは税制面において何らかの支援措置を講ずること。

（イ）地域企業の設備投資資産に係る固定資産税の軽減措置

（ロ）原発関連技術力の流出防止（人材確保等）のため助成金制度の設置

（ハ）事業運転資金に係る借入金の負債利子の撤廃

ロ　地域社会からの要請で再稼働する場合は、安全面おいて誰もが納得できる対策等を講じ周知徹底を図ること。

7　その他

（1）番号制の導入

イ　平成28年1月から導入されるマイナンバー制度は行政事務の効率化・公平化の観点に立ち、社会保障、税、防災分野で活用するとなっている。事務実施者等のセキュリティ対策も重要であるが、行政機関におけるマイナンバーの管理体制については、さらなる危機管理をもって対応する措置を講じること。

（2）租税教育

イ　小中高校生に対する正しい税についての教育は重要であり、租税教育を行うことについて民間団体を大いに活用すべきである。

ロ　学校教育において、税に関する作文・ポスター作り・討論会等を取り入れて、租税の必要性を育むため義務化とすべきである。

（3）地方拠点強化税制

イ　地域再生法の改正を速やかに実施すること。

ロ　適用期限の限定を廃止することで、さらなる地方創生の一助となる。

税に関する絵はがきコンクール

女性部会の主管で「税に関する絵はがきコンクール」を実施した。これは、当会の事業の一つである租税教育活動の一環で、小学生に税に対する関心をより深めてもらう目的で、小学６年生を対象に行ったものである。今回は福井市と永平寺の小学校28校から1000点の応募があった。

その作品から、国・市町の税務関係者、絵画専門家及び当会の役員らが厳正に審査を行い、最優秀賞１点、優秀賞11点、佳作20点、入選53点を選んだほか、学校賞として応募作品が多かった19校を選んだ。

また、最優秀賞と優秀賞に選ばれた児童への表彰式は２月28日(土)にユアーズホテルフクイにて行い、入賞作品は３月２日から福井春山合同庁舎、福井市役所市民ホール、永平寺町役場、福井銀行・北陸銀行・福井信用金庫の支店、市内郵便局、エルパ等で巡回展示した。

最優秀賞

河合小学校６年　前田　美悠さん

福井法人会長賞

六条小学校６年　北川　遥愛さん

福井税務署長賞

和田小学校６年　松原詩音里さん

福井新聞社長賞

松本小学校６年　清水　崇志さん

福井市租税教育推進協議会長賞

酒生小学校６年　立山　瑞貴さん

福井市長賞

宝永小学校６年　井下　颯翔さん

←表彰式
↓審査風景

志比南小学校６年　伊藤　誠菜 さん

永平寺町租税教育推進協議会長賞

和田小学校６年　菅原　朋子 さん

福井テレビ社長賞

志比南小学校６年　川端　詩乃 さん

永平寺町長賞

豊小学校６年　鴛田　沙那 さん

福井法人会女性部会長賞

清明小学校６年　斉藤　雅悠 さん

福井放送社長賞

和田小学校６年　高島　玲奈 さん

福井ＦＭ放送社長賞

青年部会だより

会長　清川　忠幸 氏

本年度会長を務めさせて頂きます清川と申します。高村会長はじめ歴代会長のようにうまく運営していくことはできませんが、お引き受けした以上は、会の発展に貢献できるよう全力で取組んでまいる所存ですのでご支援の程宜しくお願い致します。

本年は総務委員会を総務・租税教育委員会に名称を改め租税教育活動の更なる充実に努めてまいります。全国法人会青年部会では、租税教育活動の充実をはかるよう指針が出され、積極的な租税教育活動が展開されています。本年は、例年フェニックスプラザで開催している税金クイズに加え、小学校での出前租税教室を３校程度行いたいと考えております。何分初めての取組みとなりますので、税務署様　総務・租税教育委員会を初め会員の皆様のお力をお借りし我々もそして子供たちにも実りある活動ができればと考えております。

青年部会活動の核であります研修委員会で経営者としての知見を拡げ、厚生委員会での活動でより会員同士の交流を深め、広報委員会にて青年部会の活動を理解してもらい、それぞれの委員会活動が相乗効果を生めるよう取組んでいけたらと思います。

また会員の増強も急務の課題であり、親組合様企業でお知り合いの方がいれば是非ご紹介いただければと思います。青年部は20歳～50歳までの会員100社以上で構成され、非常の和気藹々の雰囲気の中で活動しており、有意義な会であると思います。30年以上続くこの素晴らしい会を更に広めていきたと思いますので是非ご協力頂ければ幸いです。

本年度の活動のテーマを「人を想う」とさせて頂きます。とにかく人を想う　そんな会にしていけたらと思います。会員の皆様を想い、社員を想い、また子供たちの未来を想い、家族を想い活動していきます。

最後になりましたが、会員の方々のご健勝とご繁栄を心から祈念しまして会長就任の言葉とさせていただきます。２年間よろしくお願い致します。

青年部会の主な活動

租税教育事業	小学校への出前租税教室、フェニックスプラザでの税金クイズ
研 修 事 業	講師を招待しての座学研修（真価塾）　年３回
厚 生 事 業	納涼懇親会、ゴルフコンペ、ボーリング大会
広 報 事 業	フロンティアー21の発行による広報活動　年２回
会 員 事 業	会員増強活動（是非ご紹介下さい！）

女性部会だより

会長　吉本　陽子 氏

公益社団法人　福井法人会　女性部会　第15代会長を仰せつかりました吉本陽子でございます。

私は、安部前会長の下で学ばせていただきました経験を活かし、身心を引き締めつつ身に余る重責を果たし、女性部会の発展を目指して参りたいと存じておりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

女性部会は、女性ならではの視点から「よき経営者をめざすものの団体である法人会の基本方針に則し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献すること」を目指しています。

新春公演会

女性の活躍は「社会の要請」であり、政治、経済の分野を問わず多くの輝かしい実績が示されていることは皆様方におかれましてもご承知のとおりでございます。

女性部会員は、女性の持つ創造性と活動力をもって、会員自ら参加し、税制・経済・経営の研究と自己啓発をはかり、且つ会員相互の親睦を通じて親会の事業運営に積極的に参加して参ります。

絵はがき審査

本部会の通年行事であります「税に関する絵はがきコンクール」「わんぱく駅伝のトン汁提供」「福井マラソン給水ボランティア」等の諸活動をなお一層充実し継続して参ります。

「税務署長との懇談会」「税制セミナー」「各種講習会、研修会」等を開催いたし、研鑽を重ねて参りたいと考えております。

私は、福井法人会関係各位のご指導と皆様方のご支援、ご協力を賜り、女性部会長職の重責を果たせるよう緊張感を持って懸命誠実に努めて参りますので、女性部会発展に向けてお力添え賜りますよう切にお願いを申し上げご挨拶に代えさせていただきます。

ふくだ 友子 氏

県女連 研修会

消費税法改正のお知らせ

平成27年４月に消費税法の一部が改正されました。

１、消費税率及び地方消費税率の引上げ等

消費税率及び地方消費税率の８％から10％への引上げ時期が、平成29年4月1日とされました。

引上げ後の税率（10％）は、平成29年４月１日（適用開始日）以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物には、改正前の税率が適用されます。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

区分＼適用開始日	現　行	平成29年４月1日
消費税率	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7% （消費税額の17/63）	2.2% （消費税額の22/78）
合　計	8.0%	10.0%

2、総額表示義務の特例措置の延長

消費者向けの価格表示については、消費税法において、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例（総額表示義務の特例）が消費税転嫁対策特別措置法により設けられています。

消費税率の引上げ時期の変更にあわせ、消費税転嫁対策特別措置法が改正されました。これにより、総額表示義務の特例の適用期限が、平成29年3月31日から平成30年9月30日まで延長されました。

消費税の価格転嫁に関するお問い合わせについて

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル	☎0570-200-123　【受付時間】平日 9:00～17:00
メール	ホームページ上の専用フォームをご利用ください。
ＵＲＬ	http://www.tenkasoudan.go.jp　（24時間受付）

国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

➡ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合は、「特例基準割合(注)+7.3%」と年「14.6%」のいずれか低い割合になります。ただし、納期限の翌日から2か月を経過する日までの延滞税の割合は、「特例基準割合(注)+1%」と年「7.3%」のいずれか低い割合になります。
平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合は、年「14.6%」です。ただし、納期限の翌日から2か月を経過する日までの延滞税の割合は、「前年11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」(平成11年以前は、一律7.3%)です。

(注)各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

➡ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うことになります。

➡ 納税証明書「その3」が発行されません。

※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、税務署長の職権による換価の猶予があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
② 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

● 猶予が認められると

⇒ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
⇒ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、所轄の税務署に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。
※ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

申請の手続など、詳しくは税務署(徴収担当)にご相談ください。

国税庁

第４回定時総会

公益社団法人福井法人会は5月20日、福井商工会議所ビルのコンベンションホールにて、福井税務署の山根裕署長をはじめ、多数の来賓及び会員を迎え定時総会を開催した。

議事では、平成26年度収支決算報告、平成26年度事業報告の議案を審議し満場一致で承認され、平成27年度事業計画及び収支予算が報告された。また、今年は役員改選の時期であり理事の選任を決議した。

さらに総会終了後において、臨時理事会を開催し代表理事及び業務執行理事を選定した。

その後引き続き、貴乃花部屋女将の花田景子氏による「相撲に見る日本人の心」と題して記念講演を行った。

実務者セミナー

「実務者セミナーを開催」

社会貢献事業の一環として、会員企業の日頃の実務に役立つテーマを題して8回に渡りセミナーを開催します。今年度の日程・内容・講師は次のとおりです。

①27年 7 月28日㊋ 「平成27年度税制改正」について　税理士 藤井俊彰氏

② 8 月26日㊌ 「実務者が知っておきたいマイナンバー制度」
特定社会保険労務士 勝見秀樹氏

③ 9 月17日㊍ 対応必須「法改正と就業規則」
特定社会保険労務士 勝見秀樹氏

④ 10月23日㊎ 事業承継セミナー「事業承継計画立案と後継者選定･教育」　JPBM講師 税理士 藤井俊彰氏

⑤ 11月26日㊍ 事業承継セミナー「承継後の経営と経営体制構築」　JPBM講師 税理士 藤井俊彰氏

⑥ 12月17日㊍ 事業承継セミナー「財産の承継」　JPBM講師 税理士 藤井俊彰氏

⑦28年 1 月27日㊌ 「ネットを巡るトラブル」　弁護士 金井　亨氏

⑧ 2 月17日㊌ 「最近の憲法事情」　弁護士 金井　亨氏

なお、開催場所及び時間はいずれも福井県自治会館で、13時30分～15時30分となっています。受講をお待ちしています。

聴いて得するセミナー

テレビ･新聞等で著名な講師、あるいは地元で活躍している方等を講師として、「聴いてみて良かった」と思うセミナーを年間4回開催します。

27年 9 月18日㊎　「顔が元気 心が元気」　前田 紘一氏
27年11月27日㊎　「活力ある人生は食生活から」　劉　園英氏
28年 1 月29日㊎　（　未　定　）
28年 3 月29日㊋　（　未　定　）

会場・時間　アオッサ６階研修室　14時～15時30分

社会貢献事業　支部における事業

和田支部

れんげ和ん田ぁ～らんど祭

和田支部では、5月10日に「れんげ和ん田あ～らんど祭」実行委員会が主催する2015「れんげ和ん田あ～らんど祭」に共催し、税に関するＰＲ活動をフラワーフィールド（福井県済生会病院北側）で行った。

今年の祭りの目的は、「れんげの花畑農園において、住民のふれあいを通して活気あるまちづくり」と題して開催された。メイン会場では消防音楽隊・成和中バトン演奏、和田八幡宮風神太鼓演技、模擬店等、また、フラワーフィールドでは動物たちとのふれあい、たこあげ、ミニ運動会等が行われた。

その中で、支部役員が「税金クイズ」、「税に関する紙芝居」を実施して地区の子供達と税金の使われ方等について学び、大変好評であった。

中央支部

和太鼓コンサート 道 2015

中央支部では、3月21・22日の両日に和太鼓集団 北乃庄が主催する和太鼓コンサートに協賛し、福井まちなか文化施設「響のホール」で開催されたコンサートの開演前に「税金クイズ」や「法人会の事業広報」を行った。

両日にわたり支部役員が、集まった子供達に対して「税金クイズ」等を実施し、税について学ぶことができて参加者からは非常に好評であった。

西安居支部

春の講演会

西安居支部では、3月1日に安居公民館にて「春の講演会」を二部構成で実施した。

第一部「ヨガやってみよう」坪田充代氏、第二部「古典・創作落語」はやおき亭貞九郎氏の演目が行われ、多数の地域住民が参加し非常に好評であった。

大手支部

福井城址お堀の灯り

大手支部では、7月18日に福井城址お堀の灯り実行委員会が主催する第6回「福井城址お堀の灯り」に協賛し、会場ブースにて税金クイズを行い、また、法人会パンフやうちわを配布し税知識に関する広報活動を実施した。

今年のイベントは、「68万石の灯・響・食・彩」をテーマに6,800個の灯りでライトアップし、コンサート、茶会、おそば、飲物、江戸風屋台などが出店して、福井城址とその周辺散策路を彩った。

新入会員名簿

（平成27年7月）

法　人　名	業　　種	支　部　名
あおぞらホーム(株)	建築業	木　　田
(株)アンクル	飲食業・イベント業	大　　手
いのうえ(株)	土産品販売・飲食店	永　平　寺
(株)WELL　AOSSA	飲食	旭
(株)ウララフーズ	飲食業	木　　田
(有)ＳＰ建材	建設業	清 水 越 廼
(株)木村建築事務所	建築設計監理	大　　手
(有)シィティエム辻	生損保代理業	明　　新
(有)清水ロー付工業	メガネロー付業	麻　生　津
(株)Ｓｈｕｎｇｏ	飲食業・販売業	明　　新
(株)スズキオート福井	小売業	啓 蒙 円 山
(株)テック・ウエデン	電気・電気通信工事業	森田河合川西
(株)トゥエルブ	広告デザイン業	中　　藤
パッケージ(株)	梱包業　他	麻　生　津
(株)ハンドウィル	飲食業	啓 蒙 円 山
福井調理機(株)	厨房機器販売	木　　田
報恩寺	宗教	旭
(株)牧野塗装工業	塗装工事業	社
(株)ミリュウ	婦人服販売	旭
(株)モリチュウＣＬ	塗装業	木　　田
(株)よしのり	小売業	大　　手
(株)凛	飲食業	明　　新

福井県連の活動状況

「ひよこ手帳」運動に協賛

平成27年度においても“春の交通安全キャンペーン～子どもを交通事故から守ろう～”をスローガンにした「交通安全ひよこ手帳」運動に協賛している。この交通安全キャンペーンは、お子様の交通安全意識の高揚と、ひとり歩きを始められたお子様の交通安全を願い、福井県下の新入学児童7,201名全員に「ひよこ手帳」を配布しています。今年の贈呈式は、県下入学式に合わせて4月6日（月）に行われました。また、この手帳には「交通事故損害保険」が付いています。

この協賛事業も今年で15年目になり学校関係者からは非常に喜ばれています。

第３回定時総会の開催

公益社団法人福井県法人会連合会は平成27年5月13日、ユアーズホテルフクイ「芙蓉の間」で、第3回定時総会を開催した。当日は金沢国税局の課税部長、法人税課長、福井県総務部税務課長（福井県知事代理）及び福井税務署長等多数の来賓が出席した。

総会では、平成26年度収支決算が承認され、理事会承認事項である平成26年度事業報告や平成27年度事業計画、収支予算が報告された。また、今年は役員改選の時期であり理事の選任を決議し、総会終了後において、臨時理事会を開催し代表理事及び業務執行理事を選定した。

総会後の記念講演会では、経営コンサルタントの藤永悟志氏による「戦国武将たちから学ぶ経営承継 成功の秘訣」～成功と失敗の分岐点とは～と題した講演が行われた。

本年も「税金クイズ」を実施

税に関心をもってもらうため三者一択の「税金クイズ」を“法人会CUP 2015 U-12福井県少年サッカー地区選抜大会”及び“中学女子駅伝&わんぱく駅伝”に出場した選手に配付している。このクイズに全問正解すると図書カードを渡しており、非常に好評で毎年応募者が増加している。

福井法人会の主な事業

- 実務者セミナー、聴いて得するセミナー、決算期別説明会などの研修会を定期的に開催しています。
- 税制改正についての意見を取りまとめ、関係機関へ提言・要望をしています。
- 著名人による講演会を随時開催しています。
- 税務・経営の参考となる小冊子を随時配布しています。
- 会報「WORTH」、FAX通信「福井法人会ニュース」を定期的に発行しています。
- 「親と子のふれあいステージ」を毎年開催しています。同時に小中学生に対して「税金クイズ」を行っています。
- 「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。
- 「ほうじん寄席」を毎年開催しています。
- 福井マラソン大会の給水ボランティアを実施しています。
- 「中学女子駅伝」「わんぱく駅伝」に協賛し、税金クイズを行っています。また、同日に子どもたちに豚汁をふるまっています。
- 「法人会カップ少年サッカー」に協賛し、税金クイズを行っています。
- 福利厚生制度加入者を対象に観劇旅行を行っています。
- 人間ドック受診料の一部を助成しています。
- PET健診料金の割引制度（済生会病院・福井大学病院）を支援しています。
- 貸倒保証制度（取引信用保険）を支援しています。

支部のお宝シリーズ⑱

「蘇る石丸城」

森田河合川西支部

森田地区に石盛町という地名の地域があります。室町時代には石丸という地名だったことが歴史書にでています。「太平記」にはここに石丸城があったことが記されています。そして新田義貞やその弟脇屋義助が南北朝時代南朝方の拠点としていたことがでてきます。

1338年７月新田義貞が、足利尊氏配下の斯波高経との戦いの偵察にわずか50騎で石丸城を出ようとしたら愛馬が暴れだし、それを見た家来が「縁起が悪いので出陣をやめたら」と止めようとしました。しかしそれを聞かなかったので、九頭竜川を渡った灯明寺畷で急襲されて戦死しました。

石盛地区の明治の頃の地図に「館ノ前」「館ノ中」という字名が残っているのですが、それ以外何一つ700年前の面影を残すものはありません。ただ田んぼがあるだけでした。平成10年から東部地区の区画整理事業が始まりそれに伴ってその辺一帯の発掘が行われました。そうしたら「館ノ前」「館ノ中」を挟んではっきりと堀のあとがでてきて、「館ノ中」からは住居跡、生活用品などが発掘され、さらに、南北朝時代の武士が着用していた烏帽子まででてきて「太平記」に書かれていることが事実であることが確認されました。地元の人たちの要望で個人の田んぼとなっていたこの地を、福井市の公園予定地と振り替えてもらって、ここを歴史公園にすべく森田地区文化委員会を中心に計画中であります。埋蔵された地区の文化遺産として、地域の宝として、公民館を中心に地域の人たちに発信しているところであります。

マイナンバー
社会保障・税番号制度

税務関係の申告書等に、マイナンバーを記載して提出します。

国税通則法　(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)
第百二十四条　　国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあっては、その氏名及び住所又は居所)を記載しなければならない。(略)
※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- ○　税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- ○　法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- ○　これ以外にも、例えば、
  - ・給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
  - ・生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ

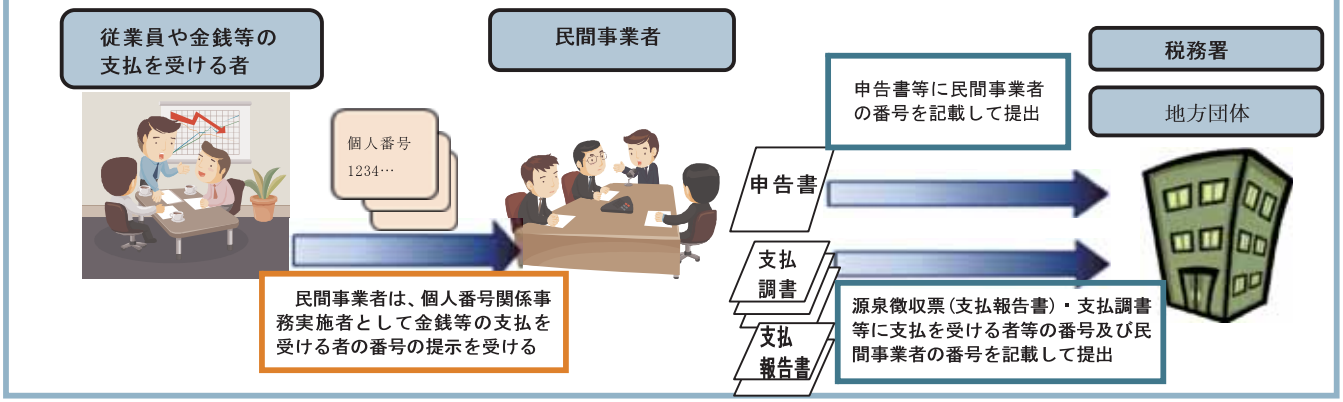

社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。

従業員の給与・福利厚生

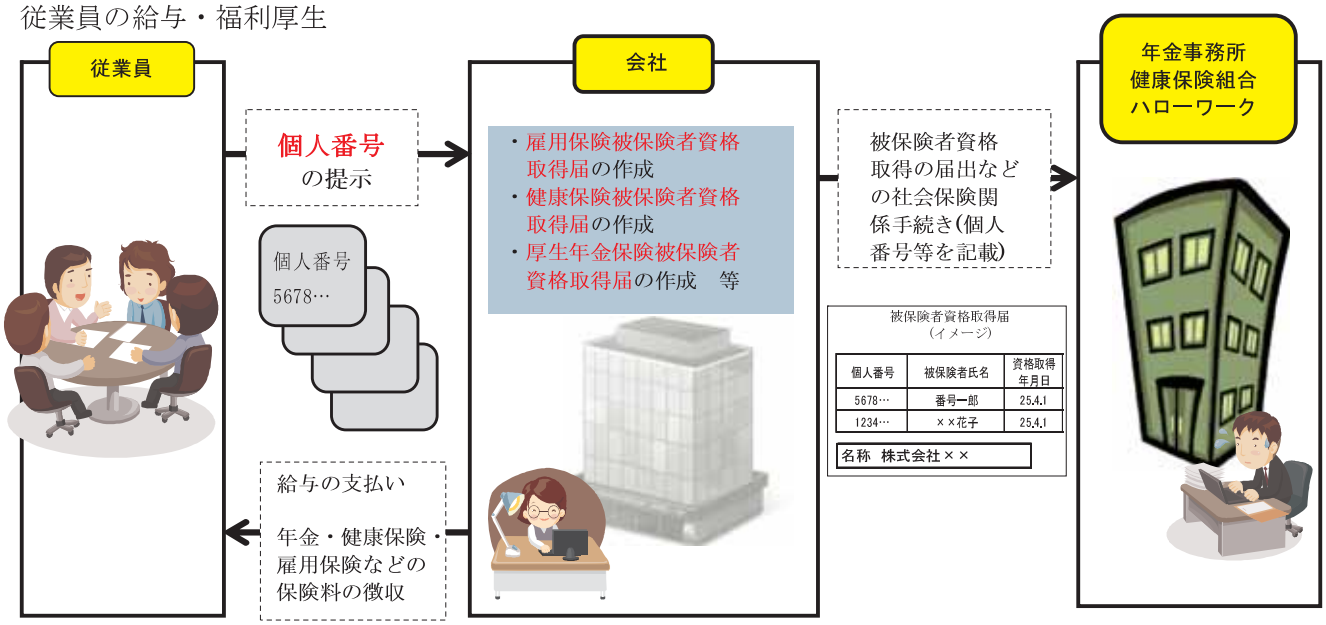

マイナンバーを従業員などから取得するときは、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。

（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」

・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。

・本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

マイナンバー制度の施行に向け準備を進めてください

まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ	利用場面の例	対象業務の例	対処方針を決めるべき項目例
取得（本人・扶養家族）	入社	納税手続	社内規程の見直し（基本方針、取扱規程）
安全管理措置	身上関係変更（結婚、被扶養者追加等）	年末調整、源泉徴収等	システム対応（改修等）
保　管	休職・復職	社会保険関係手続	安全管理措置（組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など）
利　用	組織異動（分社、出向等）	雇用保険、健康保険、厚生年金保険等	社員研修・勉強会の実施
提　供	証明書発行		
開示・訂正・利用停止	退社		
廃　業			

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

法人会の活動日誌

平成27年1月～6月

◉福井法人会

1 /14(木)	実務者セミナー⑦	福井県自治会館
1 /17(土)	親子ふれあいステージ	フェニックスプラザ
1 /21(水)	聴いて得するセミナー	アオッサ
2 /13(金)	実務者セミナー⑧	福井県自治会館
2 /20(金)	正副会長・委員長会議	ユアーズホテルフクイ
2 /24(火)	決算期別説明会	福井県自治会館
2 /27(金)	総務委員会	福井商工会議所ビル
3 / 2 (月)	組織委員会	福井商工会議所ビル
3 / 4 (水)	聴いて得するセミナー	アオッサ
3 / 6 (金)	税制委員会	福井商工会議所ビル
3 /13(金)	厚生委員会	福井商工会議所ビル
3 /16(月)	研修委員会	福井商工会議所ビル
3 /18(水)	理事会	福井商工会議所ビル
3 /26(木)	広報委員会	福井商工会議所ビル
4 /28(火)	正副会長・委員長会議	福井商工会議所ビル
	理事会	福井商工会議所ビル
5 /20(水)	第 4 回定時総会	福井商工会議所ビル
6 /11(木)	北陸法人会連合会役員総会	金沢市
6 /19(金)	税務連絡協議会総会	福井春山合同庁舎
6 /24(水)	正副会長・委員長会議	ユアーズホテルフクイ
6 /29(月)	決算期別説明会	福井県自治会館

■青年部会

1 /17(土)	親子ふれあいステージ	フェニックスプラザ
2 / 2 (月)	広報委員会	ヨーロッパ軒総本店
2 / 5 (木)	理事会	ヨーロッパ軒総本店
2 /13(金)	真価塾	寿々屋
3 / 4 (水)	ボーリング大会	ウェーブ40
3 /20(金)	卒業生を送る会	ピリケン
	新入会員オリエンテーション	ピリケン
4 / 8 (水)	理事会	アオッサ
5 /19(火)	第31回定時総会	ユアーズホテルフクイ
6 /17(水)	正副会長委員長会議	ユアーズホテルフクイ

■女性部会

1 /28(水)	理事会	レストラン　葵
	絵はがきコンクール第１次審査	レストラン　葵
2 / 3 (火)	新春講演会	アオッサ
2 / 9 (月)	絵はがきコンクール最終審査	福井商工会議所ビル
2 /28(土)	絵はがきコンクール表彰式	ユアーズホテルフクイ
4 /16(木)	全国女性フォーラム	福岡県
4 /22(水)	理事会	アオッサ
5 /12(火)	第21回定時総会	ユアーズホテルフクイ
5 /21(木)	厚生委員会	中央測量設計（株）
5 /22(金)	研修委員会	（株）ツチハシ
5 /25(月)	社会貢献委員会	福井県国際交流会館
5 /28(木)	広報委員会	ユトリ珈琲和田店
6 /12(金)	理事会	ピリケン

■支部事業

3 / 1 (日)	西安居：春の講演会
3 /21(土)	中　央：和太鼓コンサート 道2015
22(日)	〃　　〃
5 /10(日)	和　田：れんげ和ん田ぁ～らんど祭
5 /19(火)	大　手：役員会
6 /15(月)	森田河合川西：役員会

◉福井県法人会連合会

2 /16(月)	正副会長会議	ユアーズホテルフクイ
2 /25(水)	福利厚生制度連絡協議会	あわら市
3 /16(月)	県内事務局打合せ	福井商工会議所ビル
3 /23(月)	理事会	ユアーズホテルフクイ
4 / 6 (月)	ひよこ手帳贈呈式	福井テレビ
4 /24(金)	正副会長会議	ユアーズホテルフクイ
	理事会	〃
5 /13(水)	第 3 回定時総会	〃
6 /19(金)	県税務連絡協議会総会	福井春山合同庁舎

■青年部会連絡協議会

5 /25(月)	正副会長会議	ユアーズホテルフクイ
	第25回通常役員総会	〃

■女性部会連絡協議会

2 /19(木)	正副会長会議	ユアーズホテルフクイ
	絵はがきコンクール最優秀選定	〃
5 /13(水)	正副会長会議	〃
	第12回通常役員総会	〃
6 /16(火)	研修会	あわら市

法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIU保険
Member of AIG

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

- 政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**
- 企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARs（スターズ）**
- 火災と地震災害に備える **プロパティーガード＋地震対策プラン**
- 個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

AIU保険会社
URL:http://www.aiu.co.jp

お問合せ先
福井支店
〒910-0006
福井県福井市中央3-3-23
TEL.0776-28-0141　FAX.0776-28-0140
（受付時間：午前９時から午後５時まで 土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。
「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

入院前・入院後の通院にもちゃんと応える医療保険

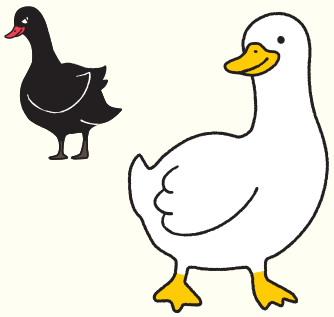

—法人会—
ちゃんと応える医療保険 EVER

健康に不安がある方も入りやすい医療保険

アフラックは医療保険契約件数No.1
平成25年版「インシュアランス生命保険統計号」

—法人会—
健康に不安がある人も入りやすい医療保険
もっとやさしいEVER エヴァー

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉
Aflac アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）

福井支社
〒910-0006 福井県福井市中央1-3-12 ユアーズ大手ビル5F
法人会フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2014-0012　6月17日

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者が、重大疾病にかかった時のそなえを確保。

Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!

Jタイプ
無配当重大疾病保障保険

ポイント1 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント2 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント3 約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。
※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。
◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社　福井支社/福井市中央3-3-23　TEL 0776-24-2269

F-25-1025(平成26年3月11日)

発行
公益社団法人 福井法人会
〒910-0006 福井市中央3-3-23 北陸中央ビル3F
TEL 0776-27-0100／FAX 0776-27-2499／http://www.fukui-houjinkai.or.jp